

資料 1 今後の検討の進め方

第2回 美容医療の適切な実施に関する検討会

厚生労働省 医政局 医事課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

① 本検討会のスコープ「美容医療」について

- 近年、様々なサービスが登場してきていることを踏まえ、本検討会において構成員が議論を行う上では、広く社会通念上美容を目的として行われる医行為を、いわゆる「美容医療」として議論することとしてはどうか。

		医行為			(非医行為)
施術 目的	外科的手技	非外科的手技 皮膚・脂肪への非/低侵襲施術	内服薬他、内科的療法		
美容目的	眼瞼形成（埋没法、切開法等） 乳房増大 脂肪吸引 フェイスリフト 顔面輪郭形成 等	ケミカルピール シワ・たるみ治療（レーザー等） ボトックス注射 HIFU アートメイク 医療脱毛 P R Pによる再生医療 等	GLP-1ダイエット （医療ダイエット） AGA薬処方 ビタミン剤処方 まつ毛育毛剤処方 等	リラクゼーション （オイルトリートメント等） エステ脱毛（非医行為のもの） フェイシャルエステ 毛穴吸引・毛穴洗浄 等	
その他	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 本検討会において取扱う範囲 </div> 保険診療となる医行為 疾病や傷病の治療を目的とするもののうち、治療と疾病の関係が明らかで、治療の有効性・安全性等が確立しているもの			タトゥー	

③ 本検討会の進め方について

- 本検討会では、美容医療が提供される具体的な診療の場面を念頭に、課題の整理を行い、その要因の検討を行いながら、対応案の検討を行うこととしてはどうか。
- 問題となる事例を、大まかには、「法令やガイドラインへの違反事例又は違反が疑われる事例」と、それ以外の「医療水準に課題のある事例」、「消費者保護の観点から不利益を及ぼす事例」「その他」に分けて、課題を整理することとしてはどうか。

① ヒアリングを実施し、課題を整理

② 論点毎に検討

本日資料2にてご議論いただく論点

診療

違法・違法疑い事例

例：

- ・無資格者の医行為
- ・無診察治療

医療水準に課題のある事例

例：

- ・経験の浅い医師による施術
- ・不十分な説明

その他

契約

違法・違法疑い事例

例：

- ・モニター商法
- ・解約妨害

利用者に不利益を及ぼす事例

例：

- ・初回の高額契約
- ・広告内容と異なる施術の勧奨

問題となる事例

課題の整理

要因の検討

対応案の検討

ヒアリングの進め方

- 各発表者から医療・契約の質や医療安全に関する問題等について10分程度説明いただき、全ての発表者の説明終了後、質疑応答を行う。

第1回ヒアリング（本日）

○ 17:05目途～

貴志和生参考人（日本形成外科学会理事長）：学会で把握している問題事例、その要因、解決に向けた取組や課題

○ 17:15目途～

渡辺大輔参考人（日本皮膚科学会理事）：学会で把握している問題事例、その要因、解決に向けた取組や課題

○ 17:25目途～

青木律構成員（グリーンウッドスキンクリニック立川 院長）：自院における医療の質の向上の取り組み

第2回ヒアリング（次回予定）

武田啓構成員（日本美容外科学会(JSAPS) 理事長）：学会で把握している問題事例、その要因、解決に向けた取組や課題

鎌倉達郎構成員（日本美容外科学会(JSAS) 理事長）：学会で把握している問題事例、その要因、解決に向けた取組や課題

久次米秋人構成員（共立美容外科 理事長）：自院における医療の質の向上の取組